

●忘れてないかあの診療

症例研究

●落としてないかその点数

2020年診療報酬改定 手術時の浸潤麻酔薬剤料

これまでは手術時の伝達麻酔は算定可能であったが、浸潤麻酔などの算定はできなかった。

今回、手術時に限り浸潤麻酔などに用いた麻酔薬剤料の算定が認められるようになった。内容を解説する。

患者： 43歳・男性

主訴： 急に左頬が腫れてきて痛みがあり口を開けにくくなった。

所見： 左側頬部から顎関節部にかけて腫脹、圧痛。開口障害あり。

傷病名： $\frac{7}{7}+\frac{7}{7}$ P1 $\frac{7}{7}$ C3 急性 P e r , G A

施設基準： 歯初診、補管 注①

月日	部位	療法・処置	点数
5/30		初診	261
		以前から気になっていたが、3日前から腫れだして、	/
		昨日から急に痛くなり口が開けづらくなった。	/
	$\frac{7}{7}+\frac{7}{7}$	パノラマX-Ray パ電 (所見 略) 注②	402
	$\frac{7}{7}$	根尖部腫脹、波動を感ずる。開口障害あり(2横指)。	/
		消炎処置後、抜歯の了承を得る。	/
		OA(キシロカインポンプスプレー8% 1g) 注③	2
		口腔内消炎手術 注④	180
		根尖部付近腫脹、波動を感じ、横切開後に圧迫、排膿。	/
		可及的に軟化象牙質を除去。	/
		処方箋料 一般名処方加算1 注⑤	68+7
		アモキシシリンカプセル250mg 1回1C 1日4回 3日分	/
		ジクロフェナクNa錠25mg 疼痛時2T 2回分	/
6/6		再診	53
		左側頬部腫脹軽減。開口障害改善(3横指)。	/
	$\frac{7}{7}$	自発痛無し。本日抜歯の説明をし、同意をえる。	/
	$\frac{7}{7}+\frac{6}{7}$	歯周基本検査(別紙 記載)	200
		歯科疾患管理料 文書提供加算 注⑥	100+10
		機械的歯面清掃処置 注⑦	70
	$\frac{7}{7}+\frac{6}{7}$	スケーリング	72+38×2
	$\frac{7}{7}$	OA(略) 浸麻(歯科用キシロカインCt1.8ml) 注③	10
		抜歯	265
		ヘーベルで脱臼後、抜歯鉗子にて抜歯。圧迫止血。	/
		処方箋料 一般名処方加算1 (内容 略)	68+7
		止血確認後、抜歯後の注意事項を説明。	/
6/13		再診	53
	$\frac{7}{7}$	抜歯窩の治癒良好、洗浄(ベンゼトニウム塩化物)。	/
		自発痛なし。	/
		歯肉の炎症は改善傾向。	/
	$\frac{7}{7}+\frac{7}{7}$	スケーリング	72+38×2
	$\frac{7}{7}+\frac{6}{7}$	歯周基本治療処置(H ₂ O ₂)	10

《解説》

注①：職員を対象とした院内感染防止対策に係る標準予防策などに係る院内研修が、歯初診の施設基準に追加された。院内研修の対象は、診療の補助、医療材料などの準備、器具の洗浄・滅菌などに従事する職員(常勤・非常勤問わない)で、7月の定例報告時に厚生局に報告する。

歯科点数表注1に規定する施設基準(歯初診)(下線が改定で追加)

1. 口腔内で使用する歯科医療機器等などについて、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底するなど十分な院内感染防止対策を講じていること
2. 感染症患者に対する歯科診療に対応する体制を確保していること
3. 歯科外来診療の院内感染防止対策に関する研修を4年に1回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師が1名以上配置されていること
4. 職員を対象とした院内感染防止対策に係る標準予防策などの院内研修などを実施していること
5. 院内感染防止対策を実施している旨の院内掲示を行っていること
6. 年に1回、院内感染対策の実施状況などについて地方厚生(支)局長に報告していること

注②：嘔吐反射や開口障害の患者など、口内法による撮影ができない場合にはパノラマ撮影の適応になる。その際はレセプト摘要欄に、その旨を記載する。

注③：手術にあたり、表面麻酔、浸潤麻酔または簡単な伝達麻酔を行った場合の費用はできないが、手術時の麻酔薬剤料は別に算定できるようになった。なお、算定できるのは麻酔薬材料のみであり、浸麻30点は従来通り算定できない。

《主なOAおよび麻酔薬の請求点数》

麻酔薬	Ct×1	Ct×2
OA+オーラ注歯科用カートリッジ1.0ml	9	16
OA+オーラ注歯科用カートリッジ1.8ml	10	18
OA+キシレステシンA注射液	10	18
OA+歯科用キシロカインカートリッジ	10	18
OA+スキャンドネストカートリッジ3%	16	30
OA+歯科用シタネスト-オクタプレシンカートリッジ	10	17

注④：歯肉膿瘍、辺縁性歯周炎の急性発作に対して切開を行った場合、口腔内消炎手術180点を算定できる。レセプトの病名は「Per, GA」「P急発, GA」など。カルテには、手術部位、症状、手術内容の要点を記載する。

注⑤：後発医薬品のある2剤以上の全ての医薬品について一般名を記載した処方箋を交付した場合、1回につき一般名処方加算1・7点を加算する。ただし後発医薬品のみが存在する薬剤について一般名処方しても加算できない。

一般名については厚生労働省ホームページの「一般名処方マスタ」を参照する。

注⑥：1回目の歯科疾患管理料を初診月に算定をする場合は80点に減算されるようになった。ただし、1回目の算定を初診月の翌月以降に算定する場合は、減算されずに100点を算定できる。

注⑦：機械的歯面清掃処置は、歯管、特疾管(歯清に必要な管理計画を含む)または歯在管を算定し、歯科疾患を管理している患者に、主治の歯科医師またはその指示を受けた歯科衛生士が、機械的歯面清掃処置を行った場合、2カ月に1回に限り算定する。

実態に即してご請求ください